## 利根町みんなのまち基本条例 構成図

### 前文

### 第1章 総則

第1条 目的 第2条 条例の位置付け 第3条 定義

# 第2章 基本理念

第4条 基本理念

### 第3章 まちづくりの担い手

第1節 町民 第3節 議会

第6条 町民の権利 第10条 議会の役割と責任 第7条 町民の役割と責務 第11条 議員の役割と責務

第2節 子ども 第4節 行政

第8条 子どものまちづくりへの参加 第9条 町長の役割と責務

第12条 行政の役割と責任第13条 職員の役割と責務

## 第4章 情報共有

第 14 条 情報共有 第 15 条 個人情報保護

## 第5章 参加と協働

### 第1節 参加

第 16 条 参加の機会 第 18 条 パブリックコメント

第17条 参加のための環境づくり 第20条 意見への対応

第19条 附属機関等への参加 第21条 住民投票

第2節 協働

第30条 協働の推進 第32条 協働のための学習支援

第31条 目的の共有 第33条 協働におけるそれぞれの役割

# 第6章 町政運営

第5条 男女共同参画の推進 第25条 財政運営 第22条 子育て・子育ち及び教育の推進 第26条 行政評価 第23条 健康の推進 第27条 説明責任 第24条 総合振興計画 第28条 危機管理

#### 第7章 国、県及び他の地方公共団体との連携及び協力

第29条 国、県及び他の地方公共団体との連携及び協力

#### 第8章 条例の見直し及び普及啓発

第34条 条例の見直し 第35条 条例の普及啓発及び推進